平成２１年（フ）第１２７号
福島県喜多方市字下江3687番地の１
破産者　合名会社扇屋モーター商会
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
栃木県足利市八幡町２丁目５番地の15
破産者　有限会社こすげ
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２６７号
埼玉県さいたま市岩槻区大字小溝876番地の187
破産者　有限会社白石工業
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
神奈川県横須賀市三春町３丁目32番地５
破産者　株式会社羽衣
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第５３３号
静岡県浜松市浜北区小松3177番地の３
破産者　有限会社浅和屋
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
鳥取県米子市塩町107番地
破産者　有限会社丸福本舗
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第１０９号
福岡県直方市大字永満寺字福持1596番地の７
破産者　シンワ精工株式会社
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９３６号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野1333番地12
破産者　杤原　　賢
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２６号
埼玉県蓮田市関山２丁目２番20号
破産者　渡邉　絹枝
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５３号
さいたま市大宮区上小町1225番地１　フジヤハイツ101、旧住所さいたま市中央区本町西４丁目７番10号　山崎方貸家１号
破産者　桑野真希子
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１４号
埼玉県志木市幸町３丁目４番４－634号
シーズウィッシュ志木
破産者　藤本　教枝（旧姓川島）
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２４号
埼玉県志木市下宗岡２丁目８番７－306号
破産者　西村由紀子
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２８号
埼玉県川口市前上町６番27号　ハイツマエダⅠ　202号
破産者　阿部　　浩
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３０号
千葉県成田市加良部５丁目３番地　８棟205号
破産者　阿部　慶吾
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１５号
埼玉県北足立郡伊奈町栄４丁目112番地１　イズムユウＢ－202
破産者　坂本　龍山
１　決定年月日　平成22年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
長野県小諸市南町２丁目４番10号　キャッスルヨシカワ201
破産者　依田　敏秋
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第７３２号
静岡市清水区月見町５番17号
破産者　滝　壽美代
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４０号
静岡市葵区松富２丁目10番26号ワールドフレグランス青山Ｃ102号、前住所静岡市葵区横田町７番25号
破産者　鈴木　秀彦
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１７８号
愛知県愛知郡長久手町武蔵塚501番地　Ｙ’Ｓ，ＨＯＵＳＥⅡ　101号
破産者　吉岡　正美
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１１５号
愛知県常滑市小林町３丁目58番地の１　メイプルタウン小林101、開始決定時の住所愛知県常滑市新浜町１丁目107番地の４
破産者　藤原　幸廣
１　決定年月日　平成22年２月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部